社会福祉法人 三友会 役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人三友会の役員に報酬を支給する場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 理事長、理事、監事及び評議員(以下「役員」という。)については役員報酬を支給する ことができる。ただし、財政状況によっては、支給しない場合もある。

(報酬支給の対象となる役員の職務)

- 第3条 役員報酬を支給することのできる役員の職務は、次のとおりとする。
 - 1 理事長にあたっては、次の専決決裁事項に係る職務とする。
 - (1)「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免に関すること
 - (2) 職員の労務管理・福利厚生に関すること。
 - (3)債権の免除のうち、処分が法人に有利であると認められるもの。その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
 - (4) 設備資金の借入に係る契約で予算の範囲以内のもの。
 - (5) 建設工事請負、物品納入等の契約で1件の取引額が250万円未満のもの。
 - (6) 基本財産以外の固定資産及び物品の取得及び改良するための支出及び処分。
 - (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えない物品の売 却又は廃棄。
 - (8) 予算「大区分」の流用、予算上の支出に関すること。
 - (9) 入所者・利用者の処遇に関すること。
 - (10) 寄附金の受け入れに関すること。
 - (11) 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること。
 - (12) 施設長の職務専念義務の免除、服務に関すること。
 - (13) 各証明書の交付に関すること。
 - (14) 理事会又は評議員会の定例会、臨時会等の召集を行うこと。
 - (15) その他法人の業務に関して重要と認められる事項。

2 評議員・理事会・監事にあたっては定款において定める事項に係る職務とする。

(役員報酬の額)

第4条 役員報酬は日額とし、その額は別表1に定めるところにより支給する。

(役員報酬の支給対象時間)

第5条 役員報酬は、決裁、議決、監査又は、審議に要した時間が1日につき1時間を超えた場合に限り支給するものとする。

(役員報酬の併給の禁止)

- 第6条 役員報酬の支給対象となる職務を行った場合、その職務につき他の役員としても報酬が支給されるときは、一の役員報酬のみ支給する。
- 2 常勤役員又は職員が役員報酬の支給対象となる職務を行っても役員報酬は支給しない。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。